

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ハリマ共和物産株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 津田 隆雄  
(コード番号 7444 大証第2部)  
問 い 合 せ 先 代表取締役副社長 津田 信也  
電 話 番 号 0792 - 53 - 5217

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日の取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

誠実かつ公正な企業活動を通じて社会的責任を果たすとともに、社会生活においても法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範を制定します。

コンプライアンスの確実な実行のため、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員はグループ会社の取締役ならびに執行役員で構成し、遵守事項の審議、活動方針策定、コンプライアンスに反する事案の聴取、調査等を行います。

また、コンプライアンス推進部門は管理サービスチームとし、その推進責任者は管理管掌取締役が務めます。

その推進にあたっては、各事業部長を推進担当者とし、コンプライアンスに関する相談窓口、啓蒙活動、委員会への報告等をその役割とします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理します。

また、情報の管理については、「個人情報保護規程」に基づき対応します。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理についての基本方針の決定、推進体制の整備等、全社的な統括業務は管理管掌取締役が行います。

グループ会社を含めた事業部毎のリスク管理については、各事業部長をリスク管理に関する統括責任者とし、現規程を遵守するとともに、現規程以外に新たに発生したリスクについては、分析・評価した上で新たに規則・マニュアルの作成、研修の実施等を行い、事業部毎のリスク管理体制を確立します。

#### **4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

毎月1回定例取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能強化のため、執行役員制度を導入し、経営の効率化を図ります。

#### **5.当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社および子会社からなる企業集団の管理は、別途定める「関係会社管理規程」に則り、管理管掌取締役が統括します。

関係会社の業務については、その自主性を尊重しつつ、経営上発生する重要事項または関係会社全般にわたる事項については、十分に協議を行うとともに、第1号、第3号に定めた管理体制の確立を図ります。

また、監査役は定期的にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告します。

取締役会はその報告を受けてグループ管理体制の問題点を把握し、その改善、見直しを行います。

#### **6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて監査スタッフを指名します。

監査役を補助すべき期間中は、その使用人は監査役の指揮命令下に置かれ、監査役会の事務局の業務も併せて担当します。

#### **7.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時や、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した場合はその事実を認知した場合の他、取締役会に付議、報告された案件のうち、特に重要な事項等については「監査役会規則」に基づき監査役に報告します。

監査役は、適正な職務遂行のために会計監査人、グループ会社の取締役と情報交換に努めるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図ります。

以上